

第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応

1 練馬区の地球温暖化対策に関する計画(練馬区環境基本計画)

区では、「練馬区環境基本計画」を地球温暖化対策推進法における「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置付け、温室効果ガス排出量の削減目標などを定めています。

(1) 排出量削減対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数※
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼による使用、他人から供給された電気の使用等	1
メタン(CH ₄)	自動車の走行、生活排水の処理等	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行、生活排水の処理等	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出等	1,430 等
パーフルオロカーボン類(PFCs)	溶剤からの排出等 (区ではほとんど排出されていない)	7,390 等
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備からの排出等 (区ではほとんど排出されていない)	22,800
三ふっ化窒素(NF ₃)	ふっ化物製造時の漏出等 (区ではほとんど排出されていない)	17,200

※二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスが何倍の温室効果があるのかを表した数字。

(2) 対象とする二酸化炭素(CO₂)排出部門

温室効果ガス排出量のほとんどを占める二酸化炭素(CO₂)は、以下の排出部門を対象とします。

部門	内容
民生家庭部門	家庭における電気や燃料の消費
民生業務部門	事務所ビル、小売店舗、飲食店、学校、病院等における電気や燃料の消費
運輸部門	自動車(自家用、営業用)、鉄道における電気や燃料の消費
産業部門	製造業、建設業等における電気や燃料の消費
廃棄物部門	廃棄物(家庭系ごみ、事業系ごみ)の燃焼等による処理

(3) 区の温室効果ガス排出量

ア 温室効果ガス総排出量の推移（基準年度および直近3年度分）

年度	基準年度 H25(2013) 実績値	H28(2016) 実績値	H29(2017) 実績値	H30(2018) 実績値
排出量 (千 t-CO ₂ eq)	2,273	1,972	2,032	1,974

イ 二酸化炭素（CO₂）の部門別排出量の構成（区と国）

部門	平成 30(2018)年度	
	練馬区	国全体
民生家庭部門	50.7%	15.7%
民生業務部門	23.8%	18.5%
運輸部門	16.8%	19.8%
産業部門	4.3%	37.6%
廃棄物部門	4.4%	—
エネルギー転換部門（製油所、発電所等）	—	8.4%

区内で排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。排出された二酸化炭素の構成は、民生家庭部門（一般家庭）と民生業務部門（事業活動）からで四分之三を占めており、製油所や発電所がなく、工場も少ないという練馬区の特性を表しています。

一方、国全体では、産業部門とエネルギー転換部門で半数近くを占めるという構成になっています。

(4) 区の地球温暖化対策の目標

上記(3)のイで示したとおり、区と国とでは構成が異なります。しかし、地球温暖化対策の重要性に鑑み、以下のとおり、国と同水準の削減目標を掲げています。

今後も区の特性を踏まえて、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入費用の一部補助などのさらなる活用を促し、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

目標

令和 12(2030)年度までに 26.0%削減する。

※基準年度は平成 25(2013)年度。

2 練馬区のエネルギーに関する計画(練馬区エネルギービジョン)

(1) 経緯

平成 23 年の東日本大震災で顕在化した、従来の「大規模集中型」の電力供給の脆弱性を解決し、住宅都市練馬にふさわしい「自立分散型」のエネルギー社会の実現を目指すため、区のエネルギー政策に関する個別計画として「練馬区エネルギービジョン」を平成 28 年に策定しました。

令和 2 年度に、専門的見地から区へ助言を行う「エネルギービジョン検討会議」を設置し、計画の検証を行っています。

(2) 概要

ア 目的

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざす。

イ 政策の考え方

災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保という二つの観点から、エネルギー政策を展開する。

ウ 位置づけ

区の総合計画である「みどりの風吹くまちビジョン」のエネルギー分野における個別計画。

エ 計画期間

国や東京都のエネルギー対策との整合や連携を図りながら進めるため、令和 10 年代初頭までの期間を対象とする。

オ 取組の柱立て

柱立ては、「災害時のエネルギーセキュリティの確保」「分散型エネルギーの普及拡大」「省エネルギー化の推進」「区民とともに進める取組」の 4 点とし、それぞれ重点的に取り組む事業を示した。

柱 1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① 避難拠点への太陽光発電設備等の導入
- ② 避難拠点での電気自動車等の活用

柱 2 分散型エネルギーの普及拡大

- ① 地域コージェネレーションシステムの早期整備
- ② 区民、事業者による分散型エネルギーシステムの導入支援

柱 3 省エネルギー化の推進

- ① 省エネルギー機器・設備の導入支援
- ② 区立施設における省エネルギー化の推進

柱 4 区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現をめざし、区民や事業者とともに取組の推進に努める

3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度*

太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムは、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設備の設置には多額の費用がかかります。

区では平成 18 年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の区内への普及を促進しています。平成 22 年度から小規模事業者への補助、平成 25 年度からは管理組合への補助も行っています。



太陽光発電設備

※ 平成 26 年度までの制度名は、「地球温暖化対策設備設置補助制度」。

令和 2 年度補助実績

設備種類	補助対象者と補助金額 ^{※1}	実績	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備	(区民・事業者) 5万円	118	5,899
	(管理組合) 20万円	0	0
強制循環式太陽熱利用システム	(区民・事業者) 2.5万円	0	0
	(管理組合) 20万円	0	0
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	(区民・事業者) 2.5万円	105	2,625
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	(区民・事業者) 5万円	402	20,100
蓄電システム ^{※2}	(区民・事業者) 6万円	207	12,357
	(管理組合) 20万円	0	0
ビークル・トゥ・ホームシステム (V2H) ^{※3}	(区民・事業者) 2.5万円	2	50
	(管理組合) 20万円	0	0
改修窓(窓の断熱改修)	(区民・事業者) 4万円	27	1,080
	(管理組合) 20万円	0	0
直管形等LED照明	(事業者) 2万円	1	20
	(管理組合) 20万円	14	2,444
合計 ^{※4}		876	44,575

※1 補助金額は1件あたりの補助上限額。

※2 抽選により申請額を減額して交付した2件を含む。

※3 電気自動車等から電力を取り出し、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を有するシステム。

※4 合計は区民、事業者、管理組合の合計。



家庭用燃料電池システム(エネファーム)



自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

4 自立分散型エネルギー設備設置補助制度

平成 28 年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及を促進するとともに、災害が起きた時の避難拠点等において、必要とされる最小限のエネルギーを確保するため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、その一部を補助する(上限 20 万円)ものです。

なお、令和 2 年度の補助実績はありませんでした。

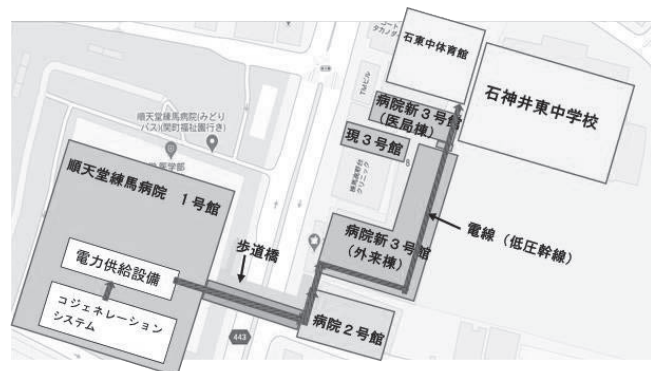
5 地域コジェネレーションシステムの整備

コジェネレーションシステムは、都市ガス等を燃料として発電し、その際に出る廃熱を、給湯や冷暖房等に利用する効率的で低炭素なエネルギーシステムです。このシステムを災害時にも活用する取組として、災害拠点病院で発電した電力の一部を、災害時に近隣の医療救護所へ供給する地域コジェネレーションシステムの整備を行っています。供給された電力は、医療救護所の照明等に利用します。

令和 3 年 3 月に、順天堂大学医学部附属練馬病院と石神井東中学校との間で運用を開始しました。令和 4 年度には、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で運用開始をする予定です。



順天堂大学医学部附属練馬病院に設置したコジェネレーションシステム



地域コジェネレーションシステム